

第5章

リーディングプロジェクト

- | | |
|--------|----------------------------|
| 重点施策1 | 水に親しむ空間の整備 |
| 重点施策2 | まちの緑の保全と活用 |
| 重点施策3 | 歩いて楽しめるまちの創造 |
| 重点施策4 | ごみの減量とリサイクルの促進 |
| 重点施策5 | 再生可能エネルギー導入の推進 |
| 重点施策6 | 環境に配慮した交通体系の整備 |
| 重点施策7 | 身近な環境問題を改善するしくみづくり |
| 重点施策8 | 地域の教育力を活用した環境学習プログラムの充実 |
| 重点施策9 | 環境情報の交流を進める基盤づくり |
| 重点施策10 | 市民・事業者の参加・活動を促し、支援するしくみづくり |
| 重点施策11 | 環境配慮行動の推進 |

第5章 リーディングプロジェクト

塩竈の環境の改善に向けて、体系化された施策の方向ごとの具体的施策を計画的に推進していきます。そして、基本目標を達成するために優先的に取り組むべき施策や、市・市民・事業者が連携して実施する上で特に重要な施策、塩竈らしさや塩竈の環境を特徴づけるような施策を「重点施策」と位置づけ、重点的に取り組むこととします。

また、計画の実効性を確保するため、計画の期間（10 ヶ年）を短期（初年度～3年度程度）・中期（4年～6年度程度）・長期（7年度以降）の3つの時期に分け、それぞれの施策における概ねの実施時期を設定しています。

凡	例
-----	検討・準備期間
●	施策のスタート
————→	実施・供用期間

重点施策1 水に親しむ空間の整備

■ 概要

市民が水辺に集い、安らぎ、水に親しむことができるような親水性の高い環境の整備をはじめ、散歩コースや海を見晴らせる場所など、水と親しめる空間を広げていきます。

また、既存の親水空間*の情報を市民・事業者と協力して集め、その情報を広く市民と共有し、見過ごされている親水資源の利用を高めていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる			
◇「海辺の賑わいゾーン」の整備	————→		
◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進	————→		
◇桂島・野々島・寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業と整合を図った自然海岸の保全	————→		

*親水空間／川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水ととりまく樹木や通路などの空間も含む。

重点施策2

まちの緑の保全と活用

■ 概 要

市内に残された自然・緑の保全を、規制等に加え、市民の保全意識を高めるなど多面的に展開していきます。

また、公共施設の緑化を率先して進めるとともに、緑化協定の締結など、市民一人ひとりの緑化への取り組みを呼びかけ、積極的に支援していきます。

さらに、身近な公園・緑地の再生を目指し、市民の意見や参加に基づいて既存の公園の魅力を高め、活用を図っていきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
D 身近な都市の緑をつくる			
◇景観計画に基づく景観形成の推進	-----●-----▶		
◇緑化協定制度の導入	-----▶		
◇公園のリニューアル整備	-----▶		
◇公園の維持管理協定の推進	-----▶		
E 生物の生息・生育環境を保全する			
◇生物多様性についての広報・教育・普及啓発等の充実強化	-----▶		

重点施策3

歩いて楽しめるまちの創造

■ 概 要

鹽竈神社、中心商店街、親水空間等、市内にある拠点空間を歩いてまわれるように、遊歩道や駐車場などの空間整備を進めていくとともに、市民・事業者の協力のもと、まちの魅力を再発見し、それらの情報発信機能を充実していきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
B 港町の特徴を活かし、その魅力を高める環境整備を進める			
◇中心市街地活性化事業の推進	→		
◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進【再掲】	→		
◇魚市場整備事業の推進	→		
G 伝統的な景観を守り、活用する			
◇身近なまちづくり支援街路の整備	→		
◇「小さな博物館」運動の推進	→		
◇広域観光ルートの整備、推進	→		
◇ガイドブック等を活用したPRの促進	→		

重点施策4

ごみの減量とリサイクルの促進

■ 概要

ごみの減量・リサイクルを市民や事業者との協働により進めるため、目標を定めて計画的かつ積極的に取り組みます。

そのために、ごみの減量や分別の徹底などを市民や事業者呼びかけていくとともに、事業者による店頭回収や地域での集団回収など、リサイクルを促進するための主体的な活動を支援していきます。

■ 施策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する			
◇ごみの減量化普及促進	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発	→		
◇環境率先実行計画の計画的な推進	→		
◇地域等での集団回収の支援、推進	→		
◇家電製品・衣類などの不用品の再使用（リユース）の推進	→		
◇トレーなどの店頭回収の推進	→		
◇再資源化対策事業の推進	→		
◇レジ袋削減、過剰包装削減の推進	→		
◇小型家電リサイクル事業の推進	---●	→	

重点施策5 再生可能エネルギー導入の推進

■ 概要

まちの特性を踏まえつつ、現況調査や計画の策定など、再生可能エネルギー^{*}導入の体制づくりを進めていきます。そして、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーを庁舎や学校などの公共施設へ計画的に導入していくとともに、浦戸諸島などにおいて、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用方法を検討していきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
J 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する			
◇新エネルギービジョンの推進、継続	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発 【再掲】	→		
◇市民・事業者の温室効果ガス排出量の調査、削減啓発	→		
◇市民・事業者のBDF燃料の利用促進	→		
◇環境率先実行計画の計画的な推進 【再掲】	→		
◇庁内でのBDF燃料の使用推進	→		
◇GND基金、みやぎ環境税を活用した、公共施設への太陽光発電設備の設置及びLED照明の導入推進	→		
◇住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するための支援策の検討	- - - ● →		

※再生可能エネルギー／エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。

重点施策6

環境に配慮した交通体系の整備

■ 概要

中心部の渋滞を解消し、自動車交通量の増加に伴う環境汚染物質の排出を抑制するために、JR駅や中心市街地を拠点とした市内循環バスや駐輪場の整備、市民等に対する自家用車利用の抑制の啓発などの施策を一体的に展開し、公共交通機関の充実・活用を市民の声を取り入れつつ推進していきます。

また、バリアフリーの推進や環境にやさしいバスの導入などを検討し、誰もが利用しやすく、環境にやさしい公共交通の整備を進めていきます。

■ 施策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
M 環境に配慮した交通体系の整備を進める			
◇市内循環バス路線の整備・充実	→		
◇バス路線ダイヤの充実	→		
◇BDFなどのクリーンな燃料の活用、排気ガス規制に適合する車両の導入等について検討	●	→	
◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】	→		

重点施策7

身近な環境問題を改善するしくみづくり

■ 概 要

市民が環境問題に対する確かな判断や対応ができるよう、PM2.5や放射性物質などの情報を、市民と共有できる体制をつくっていきます。

また、景観計画に基づく景観形成の推進、美化活動団体への支援などにより、地域住民や事業者が地域の美化などについて、官民一体となって取り組めるしくみづくりを進めていきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
R 廃棄物の適正処理を推進する			
◇ごみ集積所環境整備の支援	→		
X 環境美化を推進する			
◇美化活動の取り組み団体などに対する支援	●	→	
◇景観計画に基づく景観形成の推進【再掲】	●	→	
Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める			
◇酸性雪・PM2.5・放射性物質モニタリング調査の継続、情報提供	→		
◇地区と連携した環境への取り組みの推進	●	→	

重点施策8

地域の教育力を活用した環境学習プログラムの充実

■ 概要

地域の自然・文化や環境活動に取り組んでいる人々など、地域の教育力を活用した環境学習のプログラムを作成・充実し、学校における総合的学習の時間や社会・理科の学習に取り入れていくとともに、生涯学習*としての活用も進め、まち全体の環境に対する意識の向上を図っていきます。

■ 施策

施 策	実施時期			
	短期	中期	長期	
S 環境教育・学習を推進する				
◇環境学習プログラムの作成、提供	→			
◇小中学校総合的学習及び体験学習の推進	→			
◇環境教育副読本の作成、活用	→			
◇市民と行政との協働による景観形成	- - - ● →			

*生涯学習／乳幼児から老年までのその人間の発達段階に応じて、学校教育・社会教育などの枠を越えて行う学習のこと。基本的にはその人の自発的な学習活動が前提。

重点施策9

環境情報の交流を進める基盤づくり

■ 概要

誰もが環境に関する情報を入手・発信でき、化学物質などの新たな環境問題についても情報がすみやかに伝わるような市民・事業者・市双方向での情報交流のしくみをつくっていきます。

また、すべての市民が自らの興味・関心に応じて気軽に情報交流の場に参加し、意見が語られるしくみをつくっていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
T 環境情報の共有化を進める			
◇出前講座などの開催、参加促進	→		
◇環境情報コーナーの利用方法等の普及・啓発	→		
◇市民・事業者・市の環境情報共有ツールとしての環境情報コーナーの活用・充実	→		
◇環境に関わる動向、市民・事業者等の需要に応じた環境情報の更新・提供	→		
V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇「(仮称)環境基本計画推進協議会」の設置の検討	- - - ● →		
◇市民・事業者・市の交流機会の拡大	→		
P 環境汚染を未然に防止する			
◇わかりやすい環境情報の提供	→		

重点施策10

市民・事業者の参加・活動を促し、支援するしくみづくり

■ 概要

市民や事業者が環境活動に興味を持ち主体的に取り組んでいけるよう、啓発活動や情報提供を市民と連携して進めるとともに、経済的な支援や学習機会の提供などにより、環境NPO・市民活動団体等の活動を多面的に支援していきます。

また、定期的な市民懇談会の開催や審議会など、市民が環境施策策定過程に参加できる機会の拡大を図っていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
T 環境情報の共有化を進める			
◇環境情報コーナーの利用方法等の普及・啓発【再掲】	→		
◇市民・事業者・市の環境情報共有ツールとしての環境情報コーナーの活用・充実【再掲】	→		
◇環境に関わる動向、市民・事業者等の需要に応じた環境情報の更新・提供【再掲】	→		
U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する			
◇環境活動サポートシステムの整備	- - - ● →		
V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇環境審議会委員等の市民公募、定期的な懇談会の開催	→		

重点施策11 環境配慮行動の推進

■ 概 要

市民や事業者のモデルとなるよう市が率先して実行計画をつくり、環境配慮に取り組むとともに、市民生活と地球環境の結びつきや、生活の中で環境に配慮して取り組むべきことを発信していきます。

そして、市民が日常的に環境配慮に取り組めるよう、行動指針の普及に努め、広く市民に環境に優しいライフスタイルを呼びかけていきます。

また、ISO14001取得の推進など、事業者による環境活動を積極的に支援していきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
W 環境に配慮した行動を推進する			
K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する			
◇環境率先実行計画の計画的な推進 【再掲】	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発 【再掲】	→		
◇事業者によるISO14001取得 の推進	---	●	→